

北九州市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域住民の生活に必要な旅客運送の確保その他旅客の利便の増進等を図るために、北九州市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次の事項について協議・調整を行う。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項
- (2) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 生活交通のあり方一般に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2の規定に基づき、別表第1に規定する委員で構成される。

- 2 別表第1に規定する委員は、代理人を出席させることができる。
- 3 特別の事項を協議・調整するため必要があるときには、交通会議に臨時委員を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関する協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員及び臨時委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いたあとも、また同様とする。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、都市戦略局計画部長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、委員の中から会長が予め指定するものが、その職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議は、議事に関係のある委員及び臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 交通会議においては、原則として出席した委員及び臨時委員の全会一致をもって協議が整ったものとする。ただし、会長が特別に認めた場合はこの限りではない。

(幹事会)

第6条 交通会議は、次の各号に掲げる事項を協議・調整するため、必要に応じ、幹事会を設置する。

- (1) バス路線の廃止の申し出に対する対応
 - (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業で、事業計画（ただし、大規模な休廃止等を除く）の変更その他必要と認められる措置の変更
 - (3) その他、交通会議の運営に当たっての必要な事項の処理
- 2 幹事会は、複数設置することができる。
 - 3 幹事会の委員は、別表第2に規定するもののうちから会長が指名し、構成する。
 - 4 幹事会の代表は、都市交通政策課長をもって充てる。
 - 5 幹事会の代表が必要と認めた場合、第3項に定める者以外の出席を求めることができる。この場合の出席者の取り扱いについては、第3条に規定する臨時委員の規定を準用する。
 - 6 幹事会は第1項第1号及び第2号に定める事項については、幹事会での協議・調整結果をもって、交通会議の協議・調整結果とすることができる。
 - 7 幹事会の代表は、幹事会の内容を交通会議に報告するものとする。
 - 8 前条の規定は、幹事会において準用する。この場合において、同条中「交通会議」とあるのは「幹事会」と、「議事に関係のある委員及び臨時委員」とあるのは「幹事会の委員及び第5項の出席者」と読み替えるものとする。

(部会)

第7条 道路運送法第9条第4項に規定する運賃等を協議するため、必要に応じて交通会議に部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 交通会議、幹事会及び部会の庶務は、都市戦略局都市交通政策課において処理する。

(協議結果の取り扱い)

第9条 交通会議、幹事会及び部会において協議が整った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(交通会議の公開)

第10条 交通会議は原則公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項などを記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるものの他、交通会議の運営に関し必要な事項は会長が定め、幹事会の運営に関し必要な事項は幹事会の代表が、部会の運営に関し必要な事項は部会長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成19年8月9日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年7月11日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年1月30日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 交通会議の委員

- ・ 都市戦略局計画部長
- ・ 都市戦略局計画部都市交通政策課長
- ・ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- ・ 関係するおでかけ交通事業者
- ・ 北九州タクシー協会
- ・ 福岡県バス協会
- ・ 関係するおでかけ交通運営委員会又は地区の自治会
- ・ 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- ・ 自交総連福岡地方連合会
- ・ 全日本運輸産業労働組合連合会 福岡県連合会
- ・ 関係する区の区次長、道路管理者、都道府県警察、学識経験者その他の地域公共交通会議の運営上必要と認められる者

別表第2 幹事会の委員

- (1) バス路線の廃止の申し出に対する対応の協議・調整のための幹事会
 - ・ 都市戦略局計画部都市交通政策課長
 - ・ 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
 - ・ 関係する地区の自治会長
 - ・ 関係する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ・ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 既に実施している地域の需要に即した乗合運送サービス事業に関する協議・調整のための幹事会
 - ・ 都市戦略局計画部都市交通政策課長
 - ・ 九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
 - ・ 関係するおでかけ交通運営委員会
 - ・ 関係するおでかけ交通事業者
 - ・ 関係する一般乗用旅客自動車運送事業者
 - ・ 関係する一般乗合旅客自動車運送事業者